

豊川市いじめ防止基本方針策定について

平成 28 年 10 月

1 策定までの流れ

(1) 検討する内容

- ① 豊川市いじめ防止基本方針の内容検討
- ② 豊川市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- ③ 豊川市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）の設置
- ④ 地方公共団体の長の附属機関

(2) 28年度の経緯

策定委員会を開催し、上記（1）について検討を行う。

6月29日（水）第1回策定会議

7月29日（金）第2回策定会議

8月23日（火）第3回策定会議

策定委員

校長会代表	西部中学校長	鈴木 康孔
豊川警察署	少年係	三賀本正博
東三河児童・障害者相談センター	児童育成課長	三浦 宏太
豊川市少年愛護センター	相談員	竹本 昌二
豊橋人権擁護委員協議会 豊川地区委員会	豊川地区委員長	松下 智治
人権交通防犯課	課長補佐	吉田 信
子育て支援課	課長補佐	二村 崇
学校教育課	学校教育課長	松平 貴圭
	指導主事	仲田 昌弘（事務局）

2 検討事項(今後の予定を含む)

(1) 条例による設置

上記（1）②、③については、条例による設置を視野に入れて検討を進めたい。

※校長会役員会等との連絡・調整、他課との調整、予算措置なども考慮し、スケジュールの作成を行ない、28年度中に豊川市いじめ防止基本方針を策定する。

(2) スケジュール

9月以降、教育委員会定例会や10月12日の総合教育会議、校長会に諮るなどをし、12月中に議案を提出し、3月議会に諮る。平成29年4月1日施行をめざす。

(3) パブリックコメント

「豊川市パブリックコメント手続き要綱の考え方」に基づき、パブリックコメントが必要であるかどうか判断する。

市のいじめ防止基本方針策定に向けて（経過）

- ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成 25 年 10 月 11 日）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定（平成 25 年度内に市内全校で策定済み）
- ・愛知県いじめ防止基本方針の策定（平成 26 年 9 月）

いじめ防止等のための基本的な方針（抜粋）

いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等

①基本方針の策定「…策定するよう努める」（第12条）

②組織等の設置

いじめ問題対策連絡協議会「…設置することができる」（第14条第1項）

教育委員会の附属機関「…設置することができる」（第14条第3項）

設置者又は学校「重大事態に係る…調査を行う」（第28条）

地方公共団体の長の附属機関「…調査を行うことができる」（第29～32条第2項）

(2) 地方いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針を参考に、条例などの形で地域基本方針を定めることが望ましい

(3) いじめ問題対策連絡協議会の設置

設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する

(4) 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要

(5) 地方公共団体が実施すべき施策

①地方公共団体として実施すべき施策

- ・財政上の措置、人的体制の整備等
- ・通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- ・関係機関、学校、家庭、地域社会間の連携強化 民間団体の支援
- ・保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置
- ・教職員の研修 相談に応じる者の確保 派遣される者の確保
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備
- ・対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及
- ・相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動
- ・学校相互間の連携協力体制を整備
- ・学校における取組の点検・充実
- ・学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築
- ・重大事態への対処

②学校の設置者として実施すべき施策

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- ・いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・児童生徒に対する定期的な調査
- ・いじめに係る相談を行うことができる体制を整備
- ・教職員の研修の実施 資質能力の向上に必要な措置
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対処する啓発活動
- ・いじめに対する措置
- ・重大事態への対処
- ・出席停止の手続き
- ・学校評価、教員評価への指導・助言
- ・学校運営改善の支援

豊川市の組織（案）

豊川市いじめ問題対策連絡協議会

学校	校長会代表 2名
教育委員会	教育長、学校教育課長、担当指導主事
豊川市子ども健康部	子育て支援課長
豊川市福祉部	福祉課主幹
豊川市市民部	人権交通防犯課長
東三河児童・障害者相談センター	児童育成課長
豊橋人権擁護委員協議会 豊川地区委員会	人権擁護委員代表
愛知県豊川警察署	生活安全課長
豊川市少年愛護センター	相談員
心理の専門家	ゆずりは臨床心理士代表

豊川市いじめ問題専門委員会

弁護士
精神科医
学識経験者
心理の専門家
福祉の専門家

他地区の状況

【豊橋市】

- ・連絡協議会・・・既存の組織や会議ではなく、別組織を立ち上げる。その際、必ずしも課長などの長のつく人が出席するわけではなく、「〇〇長及び指名を受けた者」と幅を持たせたい。
- ・調査機関・再調査機関は、条例による設置を予定している。
- ・再調査機関は、調査機関が行った調査が適正であったかどうかを見るものとして位置づける。
- ・ネットいじめなど、ネットを監視することについて予算化はしていない。（新城、蒲郡も同様）
- ・第2回の策定委員会では、調査機関・再調査機関の条例による設置が話題となった。
- ・調査委機関は、第三者機関であることから、県弁護士会、県臨床心理士会に人選をお願いする予定。医療の専門化としては、こども発達センター児童精神科医師を予定。同様に、再調査機関は、豊橋市子ども家庭課、大学教授に加え、県弁護士会、県臨床心理士会、県医師会（児童精神科医）に人選をお願いする予定。

【新城市】

- ・いじめ防止基本方針は策定済み。
- ・いじめ対策人権サポート委員会が連絡協議会と調査機関を兼ねている。
- ・いじめ対策人権問題調査委員会が再調査機関。これは、調査機関のメンバー＋弁護士。
- ・連絡協議会・調査機関・再調査機関ともに条例による設置をしている。
- ・弁護士は、豊橋在住の方で、生まれが新城の人。

【蒲郡市】

- ・8月19日（金）に総合教育会議があり、市長部局で策定していくことが決定。

豊川市いじめ防止基本方針

※ 基本方針への記載を検討している項目は次のとおりです。(平成28年10月現在)

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域の役割と連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめ防止等のために豊川市が実施すべき施策
 - (1) 豊川市いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 豊川市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - (3) 豊川市いじめ問題専門委員会の設置
- 2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みの具体化
 - ① いじめの未然防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ 学校運営協議会等の活用
- 3 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の発生と調査
 - ① 重大事態の意味
 - ② 重大事態の報告
 - ③ 調査の趣旨及び調査主体
 - ④ 調査を行うための組織
 - ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ⑥ その他留意事項
 - (2) 調査結果の提供及び報告
 - (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ① 再調査
 - ② 再調査を行う機関
 - ③ 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項